

提出書類一覧表
(介護福祉士・社会福祉士 修学資金)

御自身の状況に応じて、該当の書類を期限までに提出してください。

【卒業した翌年】 卒業した翌月末（4月30日）までに提出

状況	提出書類
ア 卒業年度に国家試験に合格。資格登録後、福岡県内で介護業務・相談援助業務（以下、「対象業務」という。）に従事中有る。 ※有効期限付きの介護福祉士資格取得者を含む	①返還猶予申請書（第14号／申請理由「3」） …返還猶予申請期間は、《卒業した月の翌月1日》から《資格登録月又は従事開始月のいずれか遅い月から数えて5年後の月末※》まで ※過疎地域、中高年離職者は3年後の月末まで ※有効期限付きの介護福祉士資格の場合は、有効期限まで ②業務従事届（第24号） ③在職証明書その1（第30号） ④国家資格登録証のコピー ※③は従事先の押印（公印）が必要 ※平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業し、有効期限付きの介護福祉士資格を取得された方は、上記書類に加え、「資格登録有効期限通知」のコピーも提出すること。なお、国家試験合格により有効期限が解除された場合は、「資格登録有効期限解除通知」のコピーを提出すること。 ※中高年離職者（養成施設入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者）は、離職票等のコピーも併せて提出すること。
イ 卒業年度に国家試験に不合格。翌年度も受験する意思がある。 ※有効期限付きの介護福祉士資格取得者を除く	①返還猶予申請書（第14号／申請理由「5」） …返還猶予申請期間は、《卒業した月の翌月1日》から《卒業した翌年度の年度末（3月31日）》まで ②卒業年度に受験したことがわかる書類（不合格通知コピー等） ※卒業年度の翌年度に合格し、福岡県内で対象業務に従事中の場合は、上記「ア」の書類を作成（返還猶予開始日は、前回の猶予終了日の翌日からとする）し、提出すること。 ※卒業年度の翌年度も不合格の場合は、その翌年度（卒業後の翌々年度）も受験の意思がある場合は、同様に「イ」の書類（返還猶予申請期間は前回の猶予期間から1年ずらす）を提出すること。以降の年度も同じ状況の場合は、同様の取り扱いとする。 ※受験しなかった場合は、本会に連絡のうえ返還手続きを行うこと。

ウ 卒業年度に国家試験に合格。資格登録したが、就職が決まっておらず、福岡県内で対象業務に求職活動中である。 ※有効期限付きの介護福祉士資格取得者を含む	①返還猶予申請書（第 14 号／申請理由「7」（ ）内に「対象業務に求職活動中のため」と記入） …返還猶予申請期間は、《卒業した月の翌月 1 日》から《卒業した翌年度の年度末（3 月 31 日）》まで ②国家資格登録証のコピー ※卒業後 1 年以内に福岡県内で対象業務に従事した場合は、従事開始から 15 日以内に上記「ア」の書類を提出すること。<u>なお、有効期限付きの介護福祉士有資格者である場合は、「ア」の返還猶予期間内に国家試験合格により有効期限が解除されなければ、資格有効期限が切れた翌月から返還が発生することに留意すること。</u> ※卒業後 1 年以内に福岡県内で対象業務に従事しなかった場合は、本会に連絡のうえ返還手続きを行うこと。
エ 卒業年度に国家試験に合格。資格登録したが、他の養成施設（介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設）に進学する。 ※有効期限付きの介護福祉士資格取得者を含む	①返還猶予申請書（第 14 号／申請理由「2」） …返還猶予申請期間は、《卒業した月の翌月 1 日》から《進学先施設を卒業する月の月末》まで ②進学先の在学証明書 ③国家資格登録証のコピー ※②は進学先の様式で可（本会の指定様式なし） ※有効期限付きの介護福祉士有資格者である場合は、上記書類に加え、<u>「資格登録有効期限通知」のコピーも提出すること。なお、国家試験合格により有効期限が解除された場合は、「資格登録有効期限解除通知」のコピーを提出すること。</u> ※進学先を卒業し、その翌月から福岡県内で対象業務への従事が決定した場合は、卒業した翌月末までに、上記「ア」に加え、進学先の卒業証書コピーを提出すること。 ※進学先を卒業したが就職が決まっておらず、福岡県内で対象業務に求職活動中の場合は、卒業した翌月末までに、上記「ウ」の書類を提出すること（1 年以内に福岡県内で対象業務に従事しなかった場合は返還となる）。
オ 福岡県内で対象業務に従事する意思がない（又は従事する見込みがない）。	返還手続きとなります。 まず、本会に御連絡ください。

【卒業した翌々年以降 ／定期的に提出】 毎年 4 月 15 日までに提出

状況	提出書類
カ 上記「ア」により返還猶予が決定し、前回届出から従事状況の変更がない。	①現況届（第 28 号） ※従事先の押印（公印）が必要 ※休職期間が生じた場合は、「キ」の書類も併せて提出すること。

【 随時提出 】 状況発生から 15 日以内に提出

状況	提出書類
キ 上記「ア」により返還猶予が決定し、対象業務に従事中。前回届出から従事先に変更はないが、休職期間が生じた。	【休職中の場合】 ①休職、復職、停職届（第 29 号） 【休職し、復職済みの場合】 ①休職、復職、停職届（第 29 号） ②返還猶予申請書（第 14 号／申請理由「3」） …返還猶予申請期間は、《休職が終了した月の翌月 1 日》から《免除要件期間を満たす月の月末》まで ※①は従事先の押印（公印）が必要 ※休職期間（休職開始月の 1 日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない。 ※育児休業等により、介護福祉士資格の有効期限を延長した者は、「資格有効期限変更通知」のコピーも提出すること。
ク 上記「ア」により返還猶予が決定し、対象業務に従事したが退職した。退職した翌月から対象業務に再就職し、従事中である。	①返還猶予申請書（第 14 号／申請理由「3」） …返還猶予申請期間は、《再就職した月の 1 日》から《資格登録月又は従事開始月のいずれか遅い月から起算して 5 年後の月末》まで ②業務従事先変更届（第 25 号） ③在職証明書その 2（第 31 号／退職した従事先から取得） ④在職証明書その 1（第 30 号／再就職先から取得） ※③④は従事先の押印（公印）が必要 ※休職期間がある場合は、上記「キ」も提出すること。
ケ 介護福祉士の国家試験に合格した ※有効期限付きの介護福祉士有資格者であった場合	①資格登録有効期限解除通知のコピー ※余白に修学生番号を記入すること。

コ 福岡県内で対象業務に従事していない（又は、規定の期間内に就職、再就職できなかった）	全額返還となり、退職した翌月から返還開始となります。まず、本会に御連絡ください。 ※心身の故障により継続した業務従事が困難となった方は、医師の診断内容も併せて本会に報告ください。
サ 福岡県内で対象業務に従事する意思はあるが、療養等により当面の間、業務従事が困難である。	返還猶予又は返還手続きとなります。まず、本会に御連絡ください。 ※心身の故障により継続した業務従事が困難となった方は、医師の診断内容も併せて本会に報告ください。
シ 借受人・連帯保証人の住所・氏名に変更があった場合	①住所、氏名変更届（第 21 号） ②住民票など変更事項を証明する書類 ※②については、外国人留学生の場合は、在留カードのコピー可。

【 当然免除手続き 】 免除要件を満たした月の翌月末までに提出

状況	提出書類
ス 上記「ア」により返還猶予が決定し、福岡県内で対象業務に5年以上従事した。 ※過疎地域、中高年離職者は3年以上	①返還当然免除事実発生届（第 17 号／申請理由「1」） ②在職証明書その 1（第 30 号） ③国家資格登録証のコピー ※②は従事先の押印（公印）が必要 ※介護福祉士資格登録有効期限の「解除通知」又は「変更通知」がある場合は、そのコピーも併せて提出すること。 ※既に退職した場合は、②にかえて「在職証明書その 2（第 31 号）」を提出すること。 ※休職期間がある場合は、上記「キ」も提出すること。 ※有効期限付きの介護福祉士資格者は、<u>介護福祉士として従事した期間のみを算定対象とする（資格失効後の従事期間は算定しない）。</u>